

# 令和3年度第2回堺市国民健康保険運営協議会 資料の構成

令和3年度第2回堺市国民健康保険運営協議会 表紙

## 案件1 令和4年度堺市国民健康保険事業運営について（案）

資料1 令和4年度堺市国民健康保険事業の運営について（案） . . . 1ページ

## 案件2 令和4年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

資料2 令和4年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算（案） . . . 2ページ

## 案件3 令和4年度堺市国民健康保険料率等について〔諮問事項〕

資料3-1 諮問書（案）の写し . . . 3ページ

資料3-2 令和4年度堺市国民健康保険料率（案） . . . 4ページ

資料3-3 令和4年度堺市国民健康保険料率等について . . . 5ページ

資料3-4 令和4年度堺市国民健康保険料の算定について . . . 6～9ページ

- ・令和4年度堺市国民健康保険料 医療分算定資料
- ・令和4年度堺市国民健康保険料 支援分算定資料
- ・令和4年度堺市国民健康保険料 介護分算定資料

資料3-5 収入別・世帯人数別の保険料増減表（計6枚） . . . 10～15ページ

## 案件4 その他

資料4 堺市国民健康保険条例の改正概要（案） . . . 16ページ

## 参考資料

令和4年1月7日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 資料

参考1 令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）

参考2 令和4年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

令和 3 年 度

## 第 2 回 堺市国民健康保険運営協議会

(日 時)

令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) 午後 2 時から

(場 所)

堺市役所 本館 1 2 階 議会第 1 ・第 2 委員会室

(件 名)

- 1 令和 4 年度堺市国民健康保険事業の運営について (案)  
・・・・・・・・ 資料 1 ページ
- 2 令和 4 年度堺市国民健康保険事業特別会計当初予算案について  
・・・・・・・・ 資料 2 ページ
- 3 令和 4 年度堺市国民健康保険料率等について (諮問事項)  
・・・・・・・・ 資料 3～15 ページ
- 4 その他  
・・・・・・・・ 資料 16 ページ

## 令和4年度堺市国民健康保険事業の運営について（案）

## 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として重要な医療保険であります。その現状においては、被用者保険と比較して高齢者や低所得者の加入割合が高いといった構造上の課題を抱え、全国的に脆弱で不安定な財政運営を強いられています。

こうした中で国保財政の安定化を図るため、平成30年度から、都道府県が市町村とともに保険者となる大きな制度改革（広域化）が実施されました。新制度では、都道府県が財政運営の責任主体となる一方、市町村はこれまで同様、国保資格の管理や保険料の賦課・徴収、給付事業、保健事業など住民にとって身近な事業を担っています。

本市は、広域化のもと、保険料収納対策、医療費適正化対策、保健事業などの取組を継続するとともに、府内統一保険料率の適用による保険料負担の急激な増加を緩和するために、引き続き本市独自の激変緩和措置を講じます。

また、大阪府に対して、府内統一保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を、引き続き求めてまいります。合わせて、新型コロナウイルス感染症による影響に対しては、柔軟な対応を検討するよう求めてまいります。さらに、国に対しては、国民皆保険制度の長期的な安定のため、国民健康保険の広域化にとどまらず、国の責任において医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を実現するとともに、一本化が実現するまでは、さらなる公費拡充など、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずることを、引き続き要望してまいります。

## 主な事業内容

## 1. 保険料収納対策

- (1) 口座振替の推進
- (2) コールセンターによる納付案内
- (3) 短期被保険者証等を活用した納付相談機会の確保
- (4) 催告及び滞納処分の実施
- (5) 国保資格適正化の推進

## 2. 医療費適正化対策

- (1) レセプト点検の着実な実施
- (2) 施術療養費の内容点検と受診確認の着実な実施
- (3) 医療費通知・後発医薬品差額通知の発送
- (4) 第三者求償事務の実施

## 3. 保健事業の実施

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施
- (2) 人間ドック事業の実施
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- (4) 非肥満者対策事業の実施

歳入

科目		令和2年度 当初予算	令和2年度 決算	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算(案)		
保険料(一般被保険者+退職被保険者)	医療分	現年分	調定額	10,860,096	10,249,786	10,973,137	10,935,827
			収納率	92.20%	94.95%	92.35%	92.84%
			収納額	10,012,838	9,732,650	10,133,993	10,153,306
			滞納繰越分	482,741	478,157	429,943	385,584
			計	10,495,579	10,210,807	10,563,936	10,538,890
	支援分	現年分	調定額	3,936,389	3,674,536	3,868,973	3,713,455
			収納率	92.20%	94.87%	92.32%	92.84%
			収納額	3,629,182	3,486,215	3,571,966	3,447,706
			滞納繰越分	135,463	137,664	125,654	114,758
			計	3,764,645	3,623,879	3,697,620	3,562,464
	介護分	現年分	調定額	1,478,661	1,357,603	1,403,953	1,354,227
			収納率	92.18%	93.02%	92.30%	92.73%
			収納額	1,362,992	1,262,832	1,295,917	1,255,807
			滞納繰越分	69,712	76,202	67,622	64,351
			計	1,432,704	1,339,034	1,363,539	1,320,158
	保険料計	現年分	調定額	16,275,146	15,281,925	16,246,063	16,003,509
		収納率	92.20%	94.76%	92.34%	92.83%	
		収納額	15,005,012	14,481,697	15,001,876	14,856,819	
		滞納繰越分	687,916	692,023	623,219	564,693	
		計	15,692,928	15,173,720	15,625,095	15,421,512	
国からの支	補助金	システム整備費等補助金	6,507	57,507	1	1	
		災害臨時特例補助金	1	560,417	1	176	
		システム標準化補助金	0	0	0	9,409	
		計	6,508	617,924	2	9,586	
府からの支出金	補助金	国民健康保険助成補助金	110,873	97,394	100,253	91,976	
		保険給付費等交付金	62,379,193	62,331,512	63,706,489	62,118,108	
		計	62,490,066	62,428,906	63,806,742	62,210,084	
一般会計及び基金繰入金		9,917,738	8,667,518	9,886,726	10,384,230		
前年度繰越金		1	576,667	1	1		
その他		169,376	295,963	190,690	162,893		
歳入合計		88,276,617	87,760,698	89,509,256	88,188,306		

歳出

(単位:千円)

科目		令和2年度 当初予算	令和2年度 決算	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算(案)
事務費等	一般管理費	1,415,693	1,376,661	1,404,874	1,435,041
	諸支出金(還付金)等	48,855	85,629	49,275	49,680
	計	1,464,548	1,462,290	1,454,149	1,484,721
医療費支払	療養給付費	52,326,358	50,716,368	53,315,755	51,759,706
	療養費	1,194,549	1,052,834	1,215,130	1,117,964
	高額療養費	7,817,174	7,730,482	7,734,811	7,740,053
	計	61,338,081	59,499,684	62,265,696	60,617,723
国民健康保険事業費納付金		24,128,493	24,128,491	24,331,135	24,568,228
その他の給付事業等	特定健康診査等事業費	547,269	405,158	522,283	567,863
	保健事業費	279,295	228,455	348,392	317,196
	出産育児一時金	198,642	262,976	248,764	265,940
	葬祭費	50,950	52,950	54,400	63,700
	精神・結核医療給付費	126,747	126,783	129,553	134,715
	傷病手当金	0	1,301	4,237	10,641
	その他(審査支払手数料等)	141,545	129,879	149,485	156,793
	計	1,344,448	1,207,502	1,457,114	1,516,848
基金積立金		1,047	576,493	1,162	786
歳出合計		88,276,617	86,874,460	89,509,256	88,188,306

堺国保第 号  
令和4年1月 日

堺市国民健康保険運営協議会  
会長 吉川守様

堺市長 永藤英機

印

## 諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

- 1 令和4年度分の国民健康保険料に係る特例について
  - (1) 基礎賦課額  
所得割の料率を1000分の83.9、被保険者均等割の額を25,560円、世帯別平等割の額を28,481円とする。
  - (2) 後期高齢者支援金等賦課額  
賦課割合は、所得割を100分の45.49、被保険者均等割を100分の32.54、世帯別平等割を100分の21.97とし、保険料率を算定する。
  - (3) 介護納付金賦課額  
賦課割合は、所得割を100分の44.04、被保険者均等割を100分の55.96とし、保険料率を算定する。
- 2 施行期日について  
施行期日は、令和4年4月1日とする。

○医療分

(参考)

	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	79.6/1000	83.9/1000	4.3/1000
均等割額	23,065円	25,560円	2,495円
平等割額	26,965円	28,481円	1,516円
賦課限度額	63万円	63万円	0万円

府内統一	
令和3年度	令和4年度
86.2/1000	87.1/1000
30,640円	31,854円
31,870円	32,105円
63万円	63万円

○支援分

	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	27.3/1000	28.0/1000	0.7/1000
均等割額	9,077円	9,272円	195円
平等割額	10,019円	9,963円	△56円
賦課限度額	19万円	19万円	0万円

府内統一	
令和3年度	令和4年度
27.3/1000	26.6/1000
9,478円	9,426円
9,858円	9,500円
19万円	19万円

○医療分+支援分（合計）

	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	106.9/1000	111.9/1000	5.0/1000
均等割額	32,142円	34,832円	2,690円
平等割額	36,984円	38,444円	1,460円
賦課限度額	82万円	82万円	0万円

府内統一	
令和3年度	令和4年度
113.5/1000	113.7/1000
40,118円	41,280円
41,728円	41,605円
82万円	82万円

○介護分（40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課）

	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	25.8/1000	26.2/1000	0.4/1000
均等割額	17,757円	17,968円	211円
賦課限度額	17万円	17万円	0万円

府内統一	
令和3年度	令和4年度
24.7/1000	24.8/1000
18,213円	18,306円
17万円	17万円

○一人当たり保険料額

	令和3年度	令和4年度	増減
一人当たり 保険料額	94,760円	97,176円	2,416円 2.55%

府内統一	
令和3年度	令和4年度
104,384円	103,675円

### 案件 3 令和 4 年度堺市国民健康保険料率等について [諮問事項]

#### 第 1 前提条件

- 1 保険料率及び賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とする。
- 2 ただし、平成 30 年度から令和 5 年度までの保険料率については、毎年度、条例改正により特例を定めて、本市独自の激変緩和措置を行う。

#### 第 2 諮問事項の要旨

##### 1 令和 4 年度分の国民健康保険料に係る特例について

##### (1) 保険料負担上昇の激変緩和

医療分の保険料率は、基金繰入等によって保険料負担の激変緩和を行う。

##### 【医療分の保険料率】

所得割の料率	均等割の額	平等割の額
8.39%	25,560円	28,481円

##### (2) 賦課割合の変更に当たっての激変緩和

支援分と介護分の賦課割合は、下表のとおり、令和 5 年度までの激変緩和措置期間中は、大阪府が定める市町村標準保険料率の賦課割合に 1 / 3 ずつ段階的に近づけるよう変更する。なお、所得や人数により府が定める賦課割合に毎年度多少の変動があるため、下表に記載する令和 5 年度以降の賦課割合は確定値でない。

##### 【支援分の賦課割合】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	府	差
所得割	48	47.16	46.33	46.04	45.61	45.49	45.37	45.24	-0.37
均等割	30	30.71	31.41	31.80	32.28	32.54	32.81	33.08	0.80
平等割	22	22.13	22.26	22.16	22.11	21.97	21.82	21.68	-0.43

##### 【介護分の賦課割合】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	府	差
所得割	48	46.76	45.72	45.04	44.57	44.04	43.52	42.99	-1.58
均等割	52	53.24	54.28	54.96	55.43	55.96	56.48	57.01	1.58

(単位：%)

##### 計算例 令和 4 年度の支援分の均等割の場合

令和 3 年度賦課割合 + (府の賦課割合 - 令和 3 年度賦課割合) ÷ 3

$$32.28 + \left( \frac{33.08 - 32.28}{3} \right) \div 3 \approx 32.54$$

0.26

# 《令和4年度堺市国民健康保険料の算定について》

## ○医療分(一般被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(医療分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 178.7億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(医療分)
------------------------

<歳入 178.7億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	27.0億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	12.7億円
	出産育児一時金の2/3	1.8億円
	財政安定化支援事業繰入金	12.5億円
	法定外繰入金※	1.2億円
	※医療費助成制度実施に伴う 国庫負担金等の減額調整分の補填	
その他公費	0.9億円	
平成30年度から令和2年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	3.7億円	
大阪府からの交付金(激変緩和財源)	1.9億円	
財源投入額(基金繰入額)	15.9億円	
<b>保険料収納必要額</b>	<b>101.1億円</b>	

## ○支援分(一般被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(支援分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 48.8億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(支援分)
------------------------

<歳入 48.8億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	9.7億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	3.7億円
平成30年度から令和2年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	1.1億円	
<b>保険料収納必要額</b>	<b>34.3億円</b>	

## ○介護分(一般被保険者+退職被保険者分)

年度内に大阪府に支払う事業費納付金(介護分)の見込み額から、過去3か年の過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分や、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金等を差し引いた額を保険料として徴収する。

<歳出 18.1億円>

大阪府に支払う 事業費納付金(介護分)
------------------------

<歳入 18.1億円>

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	3.6億円
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	1.4億円
平成30年度から令和2年度までの過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	0.6億円	
<b>保険料収納必要額</b>	<b>12.5億円</b>	



令和4年度堺市国民健康保険 医療分保険料について

資料3-4②

◎堺市国民健康保険 医療分保険料

	令和3年度	令和4年度
所得割額	79.6/1000	83.9/1000
均等割額	23,065円	25,560円
平等割額	26,965円	28,481円
賦課限度額	63万円	63万円

(参考)医療分保険料率の積算

① 一般被保険者に係る基礎賦課総額の積算

A 歳出見込額		17,870,129千円
事業費納付金(医療分)		17,870,129千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)		7,756,857千円
一般会計繰入金	基盤安定繰入金(保険料軽減分)	2,697,513千円
	基盤安定繰入金(保険者支援分)	1,271,730千円
	出産育児一時金の2/3	177,203千円
	財政安定化支援事業繰入金	1,254,654千円
	法定外繰入金	117,955千円
	その他公費	91,976千円
	過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	369,732千円
	大阪府からの交付金(激変緩和財源)	187,434千円
	財源投入額(基金繰入金)	1,588,660千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

$$17,870,129千円 - 7,756,857千円 = 10,113,272千円$$

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般	93.08%
-----------------------	----	--------

保険料調定額

$$10,113,272千円 \div 93.08\% = 10,865,140千円$$

算定上の賦課額

$$10,865,140千円 + 2,701,316千円(保険料軽減分等) = 13,566,456千円$$

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	76,968,213千円
被保険者見込数	163,583人
世帯見込数	102,792世帯

所得割額 = 13,566,456千円 × 約47.60% ÷ 76,968,213千円

均等割額 = 13,566,456千円 × 約30.82% ÷ 163,583人

平等割額 = 13,566,456千円 × 約21.58% ÷ 102,792世帯

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。

令和4年度堺市国民健康保険 支援分保険料について

資料3-4 ③

◎堺市国民健康保険 支援分保険料

	令和3年度	令和4年度
所得割額	27.3/1000	28.0/1000
均等割額	9,077円	9,272円
平等割額	10,019円	9,963円
賦課限度額	19万円	19万円

(参考)支援分保険料率の積算

① 一般被保険者に係る後期高齢者医療支援金等賦課総額の積算

A 歳出見込額	4,882,286千円
事業費納付金(支援分)	4,882,286千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)	1,448,916千円
基盤安定繰入金(保険料軽減分)	969,688千円
基盤安定繰入金(保険者支援分)	371,966千円
過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	107,262千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

$$4,882,286千円 - 1,448,916千円 = 3,433,370千円$$

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般	93.08%
-----------------------	----	--------

保険料調定額

$$3,433,370千円 \div 93.08\% = 3,688,623千円$$

算定上の賦課額

$$3,688,623千円 + 972,538千円(保険料軽減分等) = 4,661,161千円$$

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	75,727,220千円
被保険者見込数	163,583人
世帯見込数	102,792世帯

$$\text{所得割額} = 4,661,161千円 \times 45.49\% \div 75,727,220千円$$

$$\text{均等割額} = 4,661,161千円 \times 32.54\% \div 163,583人$$

$$\text{平等割額} = 4,661,161千円 \times 21.97\% \div 102,792世帯$$

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。

令和4年度堺市国民健康保険 介護分保険料について

資料3-4 ④

◎堺市国民健康保険 介護分保険料

	令和3年度	令和4年度
所得割額	25.8/1000	26.2/1000
均等割額	17,757円	17,968円
平等割額	-	-
賦課限度額	17万円	17万円

(参考)介護分保険料率の積算

① 介護納付金賦課総額(一般+退職)の積算

A 歳出見込額	1,814,800千円
事業費納付金(介護分)	1,814,800千円
B 歳入見込額(一般会計繰入金等)	565,137千円
基盤安定繰入金(保険料軽減分)	362,978千円
基盤安定繰入金(保険者支援分)	146,075千円
過年度保険料(滞納繰越分等)の平均の70%分	56,084千円

歳出見込額 - 歳入見込額 = 保険料収納必要額

保険料収納必要額

$$1,814,800千円 - 565,137千円 = 1,249,663千円$$

収納率見込み(大阪府が設定する標準収納率)	一般・退職	93.08%
-----------------------	-------	--------

保険料調定額

$$1,249,663千円 \div 93.08\% \doteq 1,342,569千円$$

算定上の賦課額

$$1,342,569千円 + 362,978千円(保険料軽減分) = 1,705,547千円$$

② 保険料の積算

被保険者に係る総所得金額等の総額見込額	28,668,813千円
被保険者見込数	53,118人

$$\text{所得割額} = 1,705,547千円 \times 44.04\% \div 28,668,813千円$$

$$\text{均等割額} = 1,705,547千円 \times 55.96\% \div 53,118人$$

※実際の料率設定に当たっては、端数調整を行っています。









堺市令和3年度料率と令和4年度大阪府統一保険料率の比較【年金収入世帯】収入別・世帯人数別の保険料増減表  
(軽減判定所得:R3基準)

資料3-5⑤  
府統一 年金

医療分+支援分の比較

		堺市R3				府R4													
		医療分	支援分	計	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	所得割率	均等割額	平等割額	限度額							
堺市R3	医療分	所得割率	7.96%	均等割額	23,065	平等割額	26,965	限度額	630,000	堺市R3	医療分	所得割率	8.71%	均等割額	31,854	平等割額	32,105	限度額	630,000
堺市R3	支援分	所得割率	2.73%	均等割額	9,077	平等割額	10,019	限度額	190,000	府R4	支援分	所得割率	2.66%	均等割額	9,426	平等割額	9,500	限度額	190,000
	計	計	10.69%	計	32,142	計	36,984	計	820,000		計	計	11.37%	計	41,280	計	41,605	計	820,000

単位:円

(世帯収入は65歳以上年金収入者1名のみの場合)

年金収入	賦課所得	1人				2人				3人				4人				5人			
		年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料				年間保険料			
		堺市R3	府R4	増減額	増減率	堺市R3	府R4	増減額	増減率	堺市R3	府R4	増減額	増減率	堺市R3	府R4	増減額	増減率	堺市R3	府R4	増減額	増減率
0	0	20,736	24,864	4,128	19.9%	30,378	37,247	6,869	22.6%	40,020	49,630	9,610	24.0%	49,662	62,013	12,351	24.9%	59,304	74,396	15,092	25.4%
9,000,000	6,665,000	770,564	820,000	49,436	6.4%	793,629	820,000	26,371	3.3%	816,694	820,000	3,306	0.4%	820,000	820,000	0	0.0%	820,000	820,000	0	0.0%

7割軽減

5割軽減

2割軽減

賦課限度額  
82万円





## 堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の 改正概要（案）について

### 1 改正の趣旨

令和4年度の大阪府統一保険料率の算定結果に基づき、令和4年度分の保険料に関する特例措置を設けるとともに、関係政令の改正等に伴い未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとし、その他所要の改正等を行うもの

### 2 改正の内容

- (1) 令和4年度の保険料について、本市独自の激変緩和措置を講じるため、保険料率に係る特例規定を設けるもの
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとし、所要の改正を行うもの
- (3) その他規定の整備を行うもの

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

# 令和3年度 第2回 堺市国民健康保険運営協議会

## 《参考資料》

令和4年1月7日 大阪府市町村国民健康保険主管課長会議 資料

- 1 令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）
- 2 令和4年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

令和4年1月20日

令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について(概要)

令和4年1月  
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和3年12月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円

(参考：令和3年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円
後期分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護分	2.47%	18,213円	0円	17万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和4年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式  
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）  
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入  
（※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない）

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約178.8万人  
※ 令和4年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因  
(増要因)  
前期高齢者交付金の減（約9,200円）、保険給付費の増（約8,100円）  
介護納付金の増（約1,400円）  
(減要因)  
療養給付費等負担金の増（約5,100円）、普通調整交付金の増（約3,100円）  
過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約2,000円）

【保険料抑制のための工夫】

- 過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約35億円）
- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約25億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.4億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（5億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.80%	53,091円	2.69%	15,710円	2.51%	18,306円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。

## 令和4年度の事業費納付金の本算定結果（概要）

### 【主な変動要因】

#### ≪1人あたり保険料収納必要額の主な増要素≫

前期高齢者交付金の減

【1人あたり約9,200円】

・保険給付費の増

【1人あたり約8,100円】

・介護納付金の増

【1人あたり約1,400円】

#### ≪1人あたり保険料収納必要額の主な減要素≫

・療養給付費等負担金の増

【1人あたり約5,100円】

・普通調整交付金の増

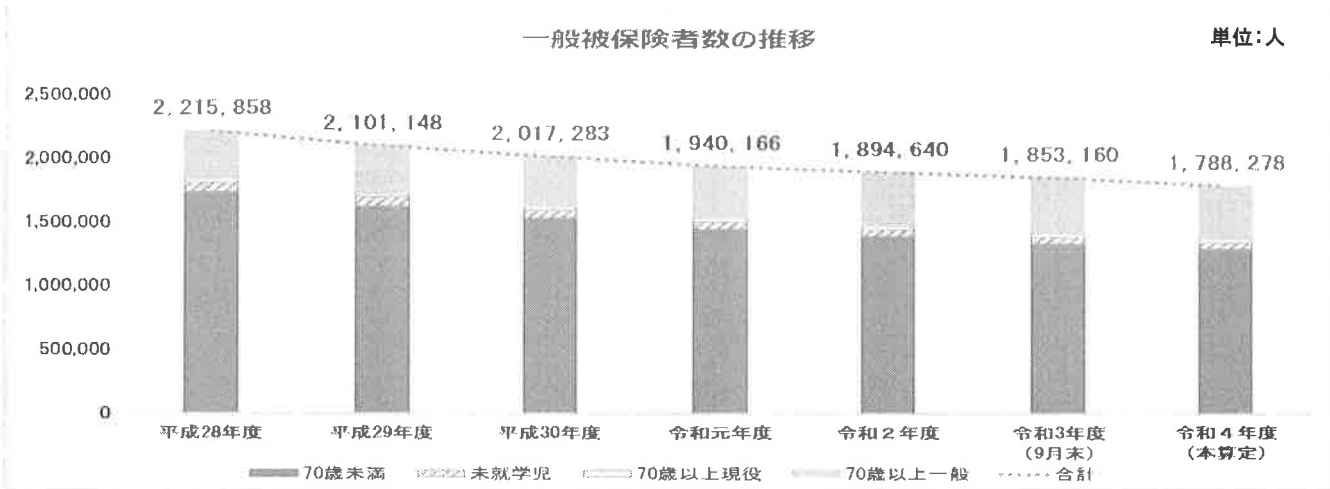
【1人あたり約3,100円】

・過年度調整（令和2年度剰余金）の活用

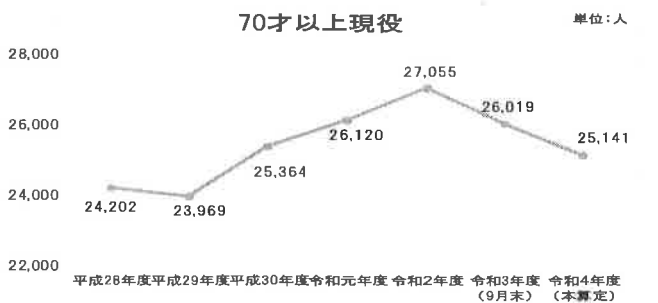
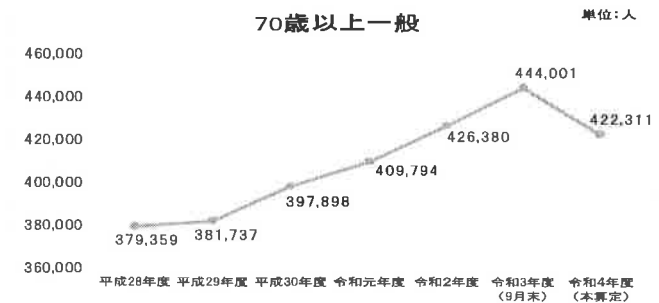
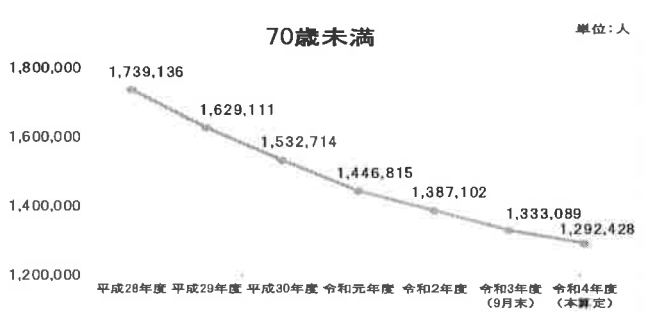
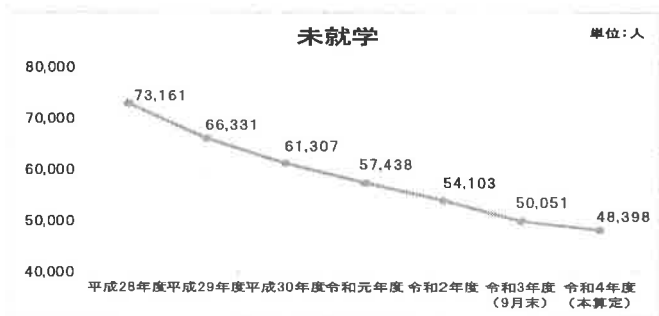
【1人あたり約2,000円】

### ≪被保険者数≫

○ 少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向にある中で、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していたが、令和4年には団塊の世代である1947年生まれが、後期高齢者医療制度に移行することから、70歳以上を含む全区分において、被保険者数は減少する。



■被保険者数の比較 令和4年度推計 178.8万人 令和3年度（9月末）時点から▲約6.5万人減、うち、70歳以上は▲2.3万人減



## 《保険給付費》

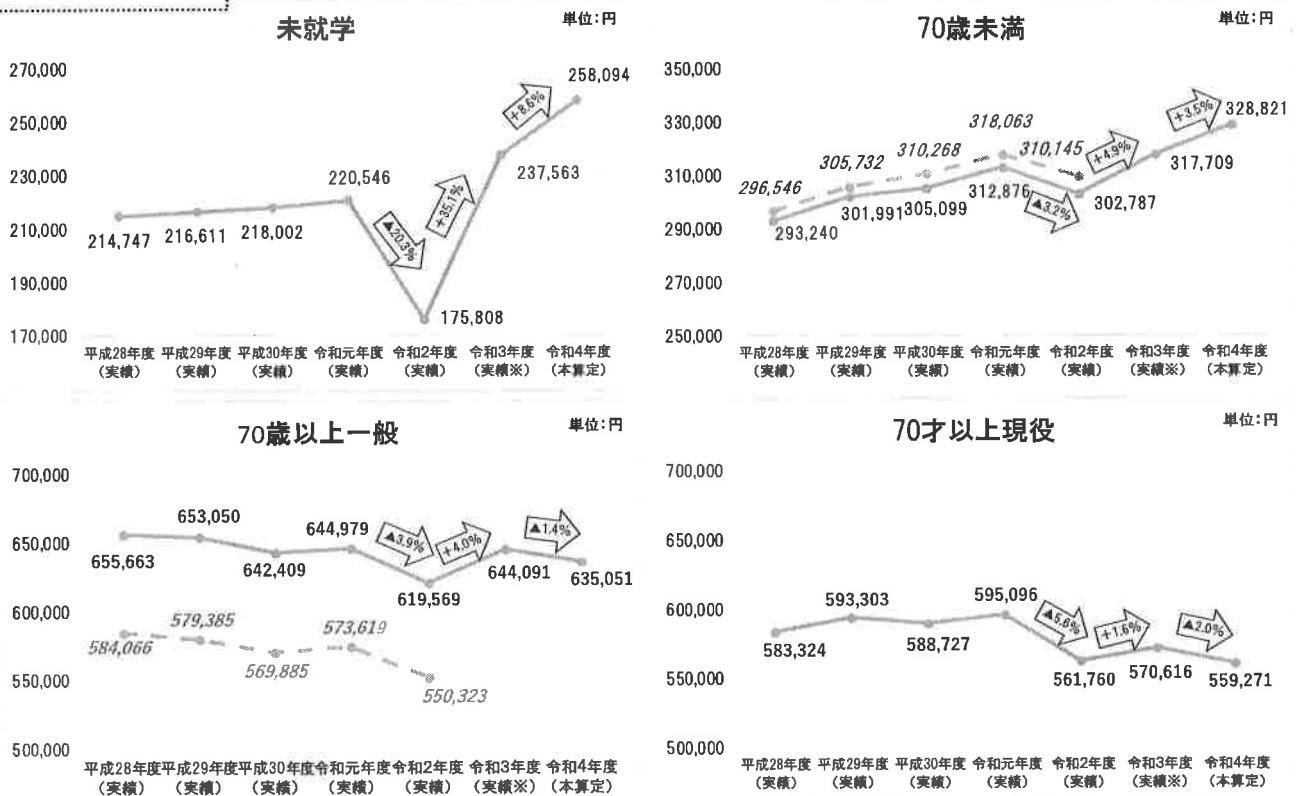
### 【診療費】

○ 令和3年度はコロナ禍の診療控えから回復し、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況であるが、未就学を含む70歳未満については特に大きく伸びており、コロナ禍前の令和元年度を越える伸びとなっている一方で、70歳以上については、そこまでの大きな伸びとはなっていない。

そのため、この傾向を反映した令和4年度推計においては、被保険者全体の約7割を占める70歳未満の診療費総額は、被保険者数の減少が鈍化傾向にある中で、1人あたり診療費の伸びが反映された結果、前年度比約0.5%の増となっている。

一方、1人あたり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで、被保険者数の増加により診療費総額も増加傾向が続いており、全体の1人あたり診療費の主な増加要因となっていたが、令和4年より団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少に転じることから、令和4年度は70歳以上の診療費総額は前年度比約6.2%の減少となっている。

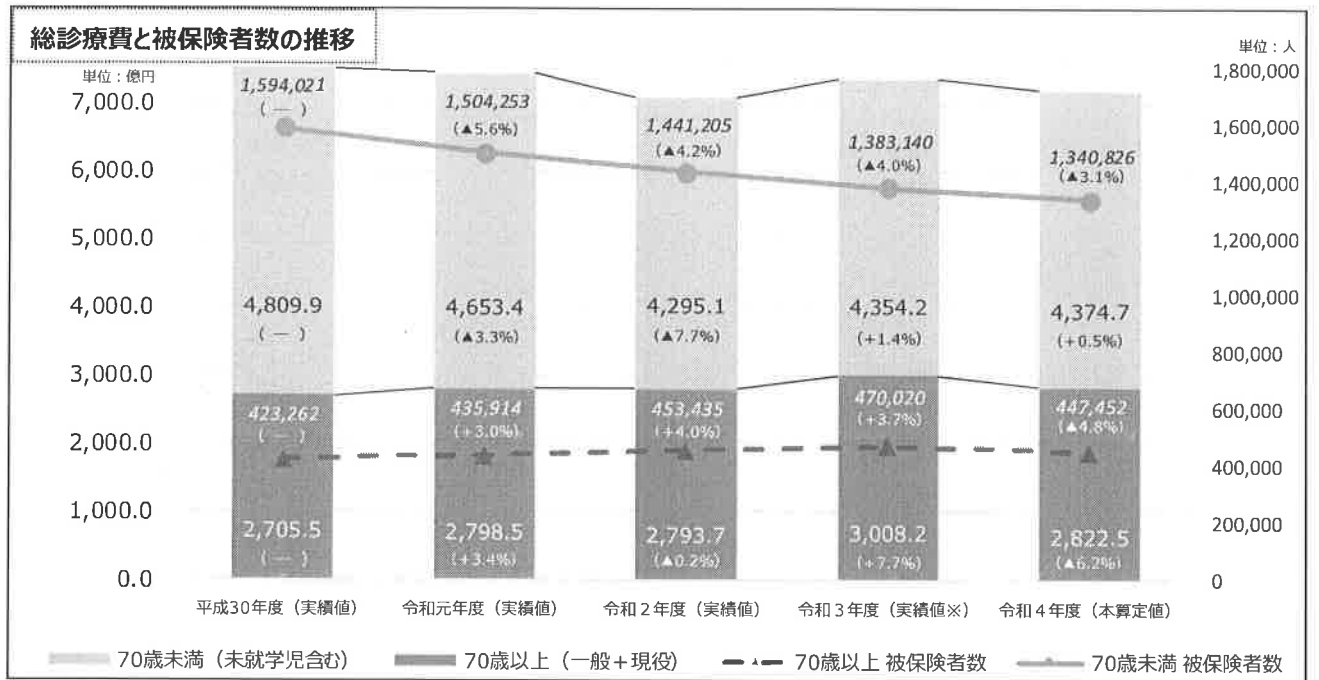
### 1人あたり診療費



(実線：府の1人あたり診療費推移 破線：全国の1人あたり診療費推移)

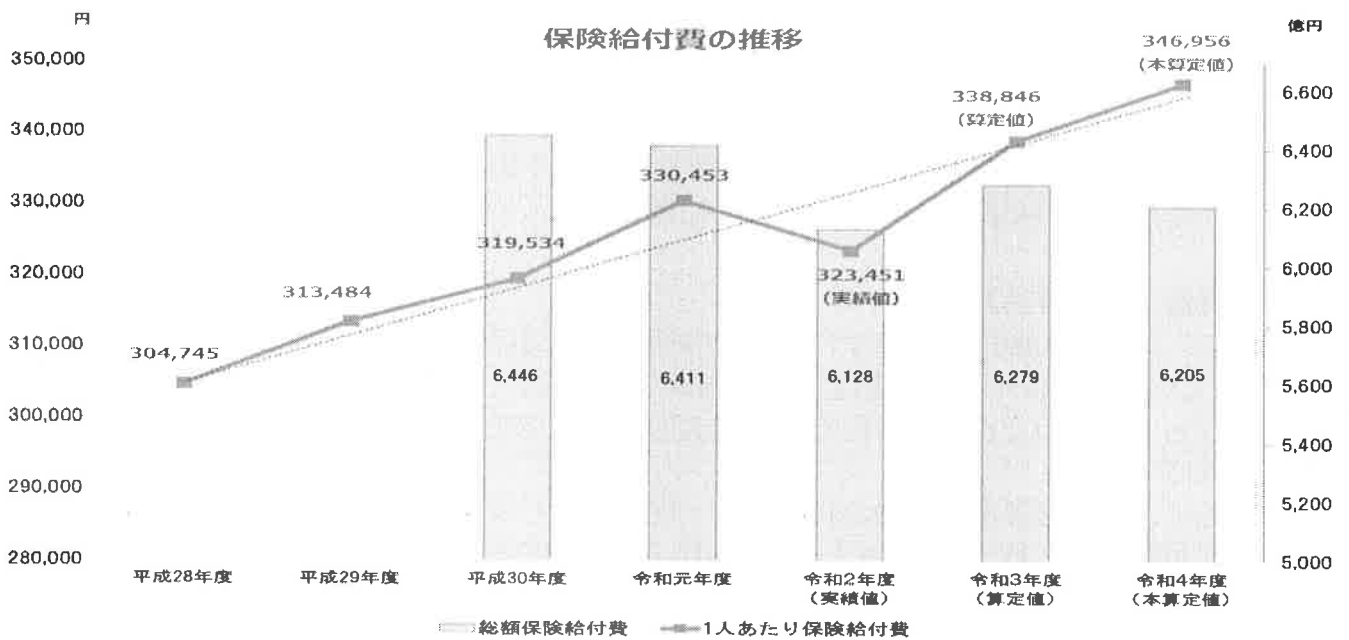
※令和3年度実績：

令和3年6月（診療月：3月）～11月（診療月：8月）月報C表の総額診療費の実績をベースに  
令和元年3月～8月実績から令和元年9月～令和2年2月実績の伸び率を用いて推計したもの



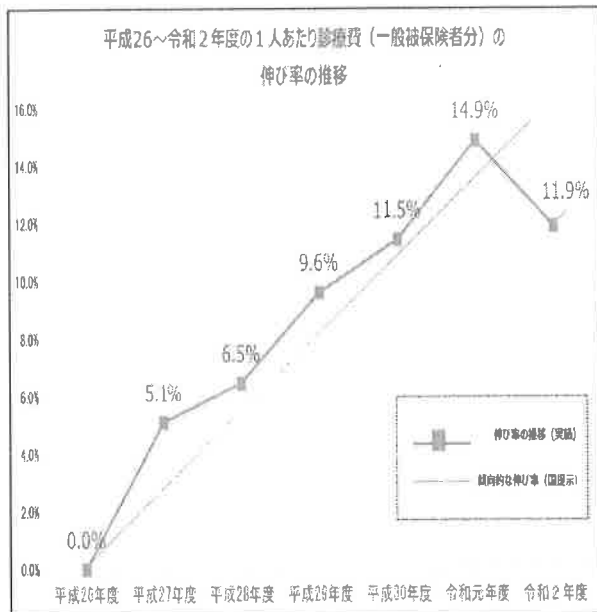
### 【国の推計方法ツールを活用】

- 過去2年間（推計値を含む）の伸び率により推計する方法により算定（国の推計ツールを活用）。被保険者数の減少、とりわけ70歳以上の被保険者数の減少の影響により総額保険給付費は前年度算定値より減少している。一方、1人あたり保険給付費は、コロナ禍の診療控えの影響を受けた令和2年度以外は上昇傾向にあるが、令和4年度の推計値では、特に70歳未満の診療費の大きな伸びを反映し、前年度算定値より約2.4%増の346,956円となっている。

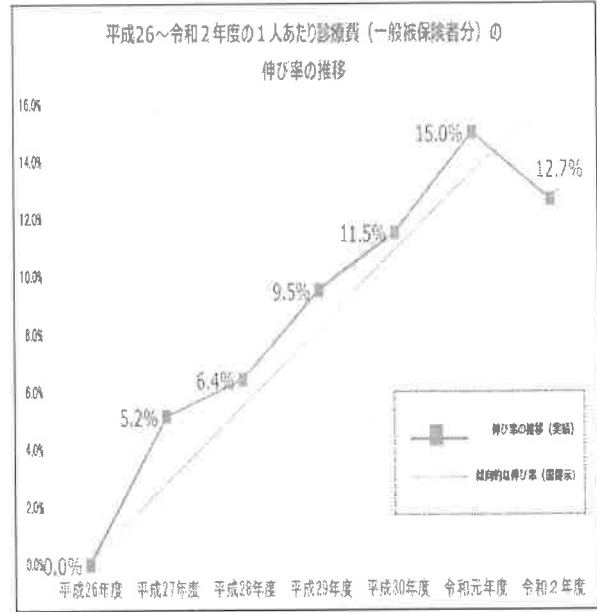


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1人あたり保険給付費	330,453円	323,451円	338,846円	346,956円
対前年度増減額	+10,919円	▲7,002円	+15,395円	+8,110円
対前年度増減率	+約3.4%	▲約2.1%	+約4.8%	+約2.4%

- なお、大阪府における平成26年度から令和2年度までの1人あたり診療費の伸び率の傾向は、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えている。



(大阪府)



(国 仮係数通知【参考資料】より)

### 《後期高齢者支援金及び介護納付金》

- 後期高齢者支援金は高齢化の進展、団塊世代の移行等により1人あたりで約800円増えている。また、介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることから、1人あたりで約1,400円増えている。

### 《今後の対応方針》

#### 【国への要望】

- 今後とも、大阪府としては、被保険者の負担を軽減し、国民健康保険制度を安定的かつ円滑に運営する観点から、国に対して、必要な財源確保とともに、国民健康保険制度の構造的課題の抜本的解決に向け、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担の格差是正を、引き続き、働きかけていく。

#### 【医療費適正化の推進】

- また、医療費の増加が見込まれる中、今後とも、国民健康保険ヘルスアップ支援事業等により、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など、市町村の取組みの底上げを促進しながら、健康づくり・医療費の適正化の取組みを推進することで、被保険者の負担軽減につなげていく。

さらに、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）において、内示額として約29.3億円（前年度比約8.6億円増）のインセンティブを獲得したが、今後とも、当該インセンティブの獲得に努めていく。

#### 【国保財政運営】

- 納付金算定の状況及び財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたこと等を踏まえ、国民健康保険特別会計のあり方や1人あたり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、府と代表市町村等で構成される広域化調整会議の場等を通じて検討していく。